

陳 情 回 答 綴

(陳情第 42 号～第 60 号)

令和 7 年第 3 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 4 2 号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 4 3 号	障害者施策等の充実について……………	2 1
陳情第 4 4 号	生理用品について……………	3 9
陳情第 4 5 号	障害者施策等の充実について……………	4 1
陳情第 4 6 号	あはき・柔整広告ガイドラインについて……………	4 9
陳情第 4 7 号	新型コロナウイルス等ワクチンについて……………	5 1
陳情第 4 8 号	行政にかかる諸問題について……………	5 3
陳情第 4 9 号	放課後施策について……………	5 7
陳情第 5 0 号	演劇祭について……………	5 9
陳情第 5 1 号	公共交通について……………	6 1
陳情第 5 2 号	長曽根団地について……………	6 3
陳情第 5 3 号	堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会について……………	6 5
陳情第 5 4 号	不登校支援について……………	6 7
陳情第 5 5 号	学校図書館について……………	6 9
陳情第 5 6 号	図書館行政について……………	7 1
陳情第 5 7 号	学校給食について……………	7 3
陳情第 5 8 号	支援学校について……………	7 5
陳情第 5 9 号	特別支援教育について……………	7 9
陳情第 6 0 号	放課後施策について……………	8 1

番 号	陳情第42号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	9月22日
(審査結果) 第2項 堺市議会では、市民の皆様に議会活動の内容を分かりやすくお伝えするため、広報さかいに「議会のうごき」を掲載しています。「議会のうごき」では、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等の賛否を表形式で掲載するなど、内容の充実に努めています。 また、議案や審議等の詳細については、広報さかいでは紙面のスペースに制約があるため、堺市議会ホームページで議案書や会議録、インターネット議会中継をご覧いただけるようにし、「議会のうごき」の紙面に二次元コードを掲載して当該情報にアクセスしやすいよう工夫するなど、情報発信の充実に図っています。 今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどを通して、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	

番 号	陳情第42号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第3項（広報戦略部広報課） 広報さかいは安心と発見を届ける市民の頼りになる広報紙として、市の重要施策や市政情報をはじめ、市民の暮らしを守るセーフティネットに関する情報を「市政トピックス」や「特集面」などのページでお伝えしています。また、写真・イラスト等を活用し、視覚的にわかりやすく掲載するなど、紙面の充実を図っています。 宅配については、配布漏れや配布誤り等への対応も含めて事業者に委託していますが、苦情が発生した場合は事業者から報告を受け、市としてその対応や今後の再発防止策を確認の上、適切な指導・監督を行っています。 今後も全戸配布の広報紙の特性を生かし、更なる紙面の充実に努めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（行政部行政総務課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所企画総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課） 本市では、環境負荷の低減や経費削減の観点から節電に積極的に取り組んでいます。 このため、市役所本庁舎及び区役所庁舎においては、照明設備の間引き、人感センサータイプの照明の設置、昼休憩時の消灯（窓口業務を除く）等を、利用頻度や照度の必要性に応じて実施しており、特に暗く不便との意見が寄せられた箇所については、施設の状況に合わせて適宜対応しています。 また、各施設では、節電効果の向上と十分な明るさの確保の両立が期待できる L E D 化を順次実施し、照明環境の整備を進めています。 さらに、令和 4 年 2 月に「公共施設等のバリアフリー化推進協議実施要綱」を定め、一定規模以上の公共建築物等を新たに整備する場合、設計段階等の適切な時期から障害・高齢当事者が参画し、整備内容に当事者意見を反映するための仕組みを構築しています。当該取組を継続することで公共施設のバリアフリー化を推進します。 今後も全ての利用者にとって、安全・安心かつ快適な施設となるよう適切な維持管理に努めます。 第 5 項（行政部行政総務課） 自衛官募集事務は、自衛隊法第 9 7 条第 1 項及び同法施行令第 1 6 2 条の規定に基づき都道府県及び市町村が処理する法定受託事務です。 本市では、自衛隊法施行令第 1 2 0 条に基づく防衛大臣からの情報提供依頼に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な情報（情報提供依頼があった年齢に該当する者の住所及び氏名の 2 情報）をラベルシールに印刷して自衛隊に提供しています。この情報提供は、個人情報の保護に関する法律第 6 9 条第 1 項に規定する法令に基づく場合に該当するものとして適正に実施しています。なお、陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集に関する事務は自衛隊法第 2 9 条第 1 項及び第 3 5 条の規定に基づき自衛隊により実施されています。 自衛隊への情報提供を希望されない方については、本市に対して提供中止の申出をいただくことで自衛隊へ提供する情報から除外できることや、申出の受付期間及び申請方法を市のホームページや広報紙、S N S で周知しています。 また、自衛官募集に関するポスター掲示や回覧については、自衛隊法施行令第 1 1 9 条に基づく広報協力事務として、自衛隊からの依頼に応じて本市が堺市自治連合協議会に協力を依頼しています。 引き続き本市では、自衛官募集事務について、自衛隊法等の関係法令に基づき適正かつ確実な事務処理に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（財政部財政課） 本市では、子育て支援や市内各エリアの魅力創出などの施策を更に推進するため、国の施策・予算について提案・要望活動を実施しています。「令和 8 年度 国の施策・予算に関する提案・要望書」においては、人件費、扶助費、物価や労務単価の上昇等による物件費の増加の影響を含む地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、地方交付税総額について必要額を確保することを要望しています。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（選挙管理委員会事務局） 令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員通常選挙では、従来の各区役所での期日前投票所に加え、7 月 1 2 日・1 3 日の 2 日間の午前 1 0 時から午後 8 時まで、イオンモール堺北花田において期日前投票所を増設し、多くの方にご利用いただきました。 期日前投票所の増設は、選挙人の皆様の利便性向上を目的として、多くの方が訪れる場所に設置することが重要であると考えています。いただいたご提案も踏まえ、今後も利便性のある場所での設置について、効果や運営体制などを総合的に勘案しながら検討します。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部学校施設課） 大津波警報や津波警報が発令された場合の緊急避難場所として指定する津波避難ビルは令和 7 年 4 月現在で 1 4 8 か所あり、今後も新たな指定に向けて継続的に取り組みます。 指定避難所となる学校体育館の空調については、今年度から 5 か年で本市立の小、中学校等に設置を進めており、並行して、現在できる限り早期に設置が完了する検討を進めています。 また、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用して段ボールベッドとワンタッチパーティションを全指定避難所に今年度中に追加配備するなど、今後も引き続き避難所の環境改善を進めます。			

番 号	陳情第42号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第9項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課） 男女がともに生涯を通じた健康を保持し、適切な健康管理を行うためには、身体的性差について十分に理解しあうことが必要です。特に、女性はライフステージごとの変化が大きく、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点も含め心身の状態に応じて必要なサポートを得られるような支援が求められます。本市では、全ての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、市民に向けた生命と性を尊重する啓発を行っています。 学校における性に関する教育は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説や、それらに基づいた教科書等を用いて、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意して実施しています。 加えて、教育委員会において、各小・中学校に助産師を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、性の問題行動に対応するための講習会等を行っています。 なお、今後文部科学省から示される情報等を参考にしながら、包括的性教育として学校で指導すべき内容について、研究を進めます。 第10項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課） 選択的夫婦別姓制度については、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、夫婦の氏（姓）に関する具体的な制度のあり方について、国民の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされており、国において検討、議論されるべきであると考えています。今後も国の議論や司法の動向などについて情報収集に努めます。 第11項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課） 堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部（ピースメッセンジャー）の紹介や次世代の語り部の育成、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。 また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、今後も引き続き後援や協働等を通じ協力します。 学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、我が国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、こどもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（ダイバーシティ推進部人権推進課） 本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、施策に取り組んでおり、「核兵器禁止条約」についても、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 3 項（長寿社会部長寿支援課） 大仙公園内の平和塔は、先の大戦で犠牲になられた方々の御霊を慰め、恒久平和を祈念するために建設されました。「戦没者を追悼し平和を祈念する日」である 8 月 1 5 日には、平和の尊さを次世代に伝える場として活用するため、平和塔に併設された礼拝堂を開放し、献花の場を設け、全国戦没者追悼式の放送に合わせて正午に黙とうを行っています。 第 1 4 項（保健所感染症対策課） 高齢者の带状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンは予防接種法において「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とする B 類疾病の定期予防接種に該当しており、本市では同法に基づき、主として 6 5 歳以上の方を対象に接種費用の一部を御負担いただき実施しています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方につきましては、経済的負担が接種控えにつながらないよう自己負担金を免除していますので御理解をお願いします。 本市としましては、現行の予防接種制度を持続可能なものとするため、現在のところ高齢者の带状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンについて対象年齢の 6 0 歳への引き下げや 2 回目以降の公費補助を実施する予定はありません。今後も予防接種の実施については、国及び府内自治体等の動向を注視します。 第 1 5 項（長寿社会部国民健康保険課） 令和 6 年度以降大阪府内の統一保険料率に移行しており、本市独自で保険料率を引き下げることや負担軽減策を講じることはできませんが、本市としては令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行い、その結果、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 6 項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課） 高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。 引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。 なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。 第 1 7 項（長寿社会部介護保険課） 本市では、介護保険料の負担軽減のため、第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 ～ 8 年度）において、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の改定等、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定しているほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図っています。 また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。 介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第 1 号被保険者の保険料の上昇を抑制する財政支援措置を講じるよう、国に対して引き続き要望します。 第 1 8 項（長寿社会部長寿支援課） 本市では、健康の増進や教養の向上、レクリエーション等を行う場として、無料又は低額な料金で利用できる 6 か所の老人福祉センターや 2 2 か所の老人集会所を設置しています。 新たな施設の設置は予定していませんが、校区自治連合会や校区老人クラブ連合会が主体となって整備する老人集会室に対して、整備補助金を交付しています。 老人集会室は現在 5 3 か所が整備されており、老人福祉センターや老人集会所と同様に高齢者の社会参加や生きがいの創出に寄与しています。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 9 項（長寿社会部介護事業者課） 特別養護老人ホームの施設整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により進めています。 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備数は、入所待機者数や将来的な高齢者人口の推移等を考慮し、審議会等の調査・審議を経て設定しています。 今年度においても同計画に基づき特別養護老人ホームの施設整備事業者を公募により選定する予定です。 待遇改善については、国制度において処遇改善の段階的拡充が行われており、本市も応分の費用負担を行っています。財政措置の更なる拡充等、介護職員の待遇改善に資する取組を進めるよう、国に対して引き続き要望します。 第 2 0 項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害福祉サービス課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、子育て支援部幼保政策課） 高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の賃金等労働条件の改善については、国制度において処遇改善の段階的拡充が行われており、本市も応分の費用負担をしています。あわせて、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充等を行うよう、国に対して要望しています。 また、本市としても、ホームページでの制度周知を行うなど、制度の活用促進に努めています。 保育施設、児童養護施設等の施設職員の処遇改善についても、国制度において実施されており、会議等での制度説明や、各施設への通知の送付等により制度活用を促し、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。 第 2 1 項（生活福祉部地域共生推進課） 生きづらさを抱える单身女性や高齢の女性を含む生活困窮者に対して、本市では、平成 2 7 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者に対し、相談支援や就労支援、家計改善支援等、生活困窮状態からの脱却を図るための支援を行っています。また、同窓口の周知のために、チラシ等の配布やホームページでの周知に加え、積極的に関係機関等への周知を行っています。			

番 号	陳情第42号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第22項（子育て支援部幼保政策課） 保育士の配置については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目なども設定しており、安心してこどもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。 なお、令和5年度には、子育て世代の流入・定住促進を図るため、所得制限のない第2子以降の保育料の無償化の実施・認定こども園における医療的ケア児など配慮を要するこどもの支援体制の強化等を拡充しています。 令和6年度には、安全・安心な保育体制を強化し保育教諭などの負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要するこどもに対応する保育教諭等の支援を拡充しています。 また、令和7年度予算では、近年の人件費上昇等に対応し、延長保育事業等の補助単価の拡充に係る経費を計上しています。 引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、こどもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。 なお、保育士等の処遇改善等施設運営に必要な人件費は本来、国が公定価格において担保すべきものであることから、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、利用児童の安全を確保するため、事前に市が認可を行った施設において実施します。認可に当たっては、設備運営基準に基づき、施設の設備や面積、職員配置のほか、緊急時対応を含む運営規程の整備状況等を確認しています。 また、利用開始に当たっては、保護者・利用児童・施設の三者による面談を行い、こどもの発達状況やアレルギー等への対応を確認するほか、医療的ケアが必要な場合には、本市のガイドラインに沿った対応を行います。 今後も実施状況を踏まえて制度の課題を整理し、必要な環境整備に努めます。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 3 項（観光部観光推進課） 大仙公園におけるガス気球事業は、令和 7 年 1 0 月上旬運行開始に向けて準備を進めているところです。 令和 3 年度に事業実施にあたって安全対策のため、支障木の移植及び伐採、枝払いを行いました。 今年度については、1 0 月上旬の運行開始に向けて樹木の伐採は特に予定しておりませんが、工事車両の通行に必要な枝払い等の剪定作業を実施する予定です。引き続き大仙公園の豊かな自然を損なうことのないよう周辺環境に配慮して、取り組んでまいります。			

番 号	陳情第42号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第24項（都市整備部都心未来創造課） 堺旧港は、優れた広域アクセス性を有し、都心に位置する美しい海辺空間であり、豊かな歴史・文化によって育まれた堺を象徴する場所です。 この貴重な都市資源を生かして、居心地の良い魅力あるコンテンツ・機能の導入により、地域住民や来訪者が何度でも訪れたい海辺の交流空間の創出をめざしています。 万博会場と堺旧港が定期航路で結ばれる万博開催期間は、堺旧港の認知度向上、賑わい・交流の場を創出する絶好の機会と考え、この機会を逃さないよう海上交通における仮設栈橋の設置等について、本市と大阪港湾局の共同事業として実施しています。 海上交通の利用客増加に向け、動画を活用したSNS発信や市HPでの情報発信の強化など様々な媒体を活用し、利用促進に取り組んでいます。また、7月1日には乗船料金の値下げや運航ダイヤの変更等により利用者数は増加傾向となっており、堺旧港の認知度が高まっていると認識しています。 今後も、堺の新たな都市魅力の源泉となるウォーターフロントとして、また人々が海を感じながら、憩い・交流する場所の創出に向け、堺旧港エリアの活性化を進めます。 第25項（都市計画部都市計画課、都市整備部都市整備推進課、拠点整備課、都心未来創造課） 都市計画の基本的な指針である「都市計画マスタープラン」では、そのコンセプトとして、全ての人が暮らしやすい持続可能な都市の実現をめざすとしています。また、都市計画の見直しに当たっては、事業の状況を踏まえ持続可能性の観点を持って検討します。 都市計画マスタープランに掲げるめざすべき都市の実現に向けては、上位計画の考え方を踏まえ鉄道駅等の拠点ごとに課題解決や施策の方向性等を示した整備方針等を策定し、これらの方針を踏まえ事業の推進に取り組んでいます。また、整備方針等の策定過程においては、地域の方々とはアンケート調査やワークショップ等の実施、広く市民の皆様等にはパブリックコメント等をとおして、様々なご意見をお伺いし、整備方針等への反映や今後の施策の参考としています。 事業実現に向けては、地域住民等の皆様への丁寧な説明と意見交換等により理解を得ながら、拠点形成に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 6 項（都市整備部都心未来創造課） 本市では、堺都心部の活性化に向けた取組の方向性を示す「堺都心未来創造ビジョン」において、「多様な人が交流し、企業が集まる、堺の成長をけん引する魅力的な堺都心部」をめざし、市民、事業者、行政など多様な主体と公民連携での取組を進めています。 ビジョンに示す将来像の実現に当たっては、地域の方々とのワークショップや勉強会、意見募集など様々な機会を通じてご意見をお伺いしながら施策を推進しており、引き続き住民等の皆様への丁寧な説明と意見交換等により理解を得ながら、魅力的な堺都心部の形成に取り組めます。 第 2 7 項（交通部交通政策課） 本市では、交通事業者が運行する鉄軌道や路線バスに加え、これらの公共交通を利用しづらい地域の方の鉄道駅や公共施設等への移動手段の確保を目的として堺市乗合タクシーを運行しています。また、路線バスについては、利用者の減少等に伴い、路線の維持が困難なバス路線の中で、市民の日常生活に必要不可欠な路線に対して、運行に要する費用を補助することで路線の維持確保を図っています。さらに、全ての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援、阪堺電車への低床式車両の導入や線路・踏切設備等の更新等に対する支援、おでかけ応援制度等を実施し、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と取り組んでいます。 また、バス運転士不足が深刻化する中、自動運転技術の活用による地域公共交通の維持・確保をめざしています。具体的には、多数の運転士が配置されている堺シャトルバス路線への自動運転の導入により、高頻度な運行サービスの維持・向上を図りつつ、省人化の効果を他路線にも波及させ、地域公共交通の維持・確保につなげます。自動運転技術の実証実験を通じて得られる知見は、他の路線にも応用が可能であり、持続可能な公共交通の実現に寄与すると考えています。 本市としては、引き続き、公共交通を取り巻く状況の変化等を的確に捉え、交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性・安全性の向上及び利用促進に取り組めます。			

番 号	陳情第42号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第28項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課、自転車環境整備課） 自転車は歩道と車道の区別のある道路については、原則車道を通行することになっています。ただし、道路交通法第63条の4第1項に普通自転車が、歩道通行できる場合が定められており、路肩に自動車が増車され、自転車が交通量の多い車線にふくらんで走行せざるを得ないなど車道の左側部分を通行することが困難な場合、自転車は歩道を走行することができます。 自転車通行環境については、自転車ネットワーク計画に基づき、矢羽根型路面表示など自転車通行空間の整備を引き続き進めます。 自転車ヘルメットの着用率向上については、区民まつりや交通安全教室等の様々な機会を捉えて啓発を行っています。また、着用率が低い高校生の着用率向上に向け、重点的に取組を進めています。 自転車ヘルメットの購入支援としては、自転車教室等の参加者を対象に、交通ルールの啓発と併せてヘルメット購入割引券を配付しています。 なお、「大阪府の自転車用ヘルメット購入補助金」について、大阪府に確認したところ、府民を対象とした補助金制度は実施していないとの回答でした。 今後も引き続き、自転車ヘルメット着用率向上に取り組めます。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 9 項（水道部水道事業調整課、総務部総務課） 【水道施設の点検と整備、維持管理】 水道施設については、計画的に管路の漏水調査等の点検・維持管理及び老朽化対策として水道管の更新を実施し、健全性を確保しています。 市全域の管路の漏水調査にあたっては、従来の人的な調査をより効率的かつ効果的にするため、新技術である人工衛星画像の解析技術を用いた調査を今年度より実施します。 また、水道管の更新は、以下のとおり実施しています。 ・ 基幹管路（口径 3 5 0 mm 以上：約 2 0 0 k m）：年平均 3 k m を更新 ・ 配水支管（口径 3 0 0 mm 以下：約 2 2 0 0 k m）：年平均 2 2 k m を更新 【技術職員について】 技術職員については、上下水道施設の適切な維持管理が行えるよう必要な人員体制の確保に向けた人員配置や職員採用を行っています。 また、市内の配水場等の施設を一元管理する水運用管理システムの設備更新・維持管理事業において、関連設備の更新や保守点検、運転管理等の維持管理業務を含めて、P F I 手法により一体的に実施するなど、効率的かつ効果的な事業の推進に取り組んでいます。			

番 号	陳情第42号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第30項（学校教育部教育課程課）			
大阪府における2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業の参加については、各学校に対して、事業の趣旨をふまえて検討するよう依頼し、参加の判断は各学校にて行います。 災害時の対応については、日本国際博覧会協会より「防災基本計画」に加えて、大阪・関西万博公式webサイトに「防災・安全ページ」が開設され、猛暑や地震等の災害時の対応について記載されています。熱中症については、大屋根リング下にシェードを設置することで多くの日陰をつくったり、通路にミストを設置したりするなどの対策がなされています。なお、救護所については、同協会より「ひっ迫した状況には至っていないが、来所者の増加にも対応できるよう担当者を増員している」と確認しています。 学校や学年単位で万博会場に来場した場合においては、通常の校外学習等と同様、非常変災や事故等の可能性もふまえて計画を立てる必要があります、避難経路や引率する教員の体制等、十分配慮しなければならないと考えています。 今後も、大阪府と連携しながら情報収集に努め、学校と十分に情報を共有します。			
第31項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課）			
現在、小学校において全学年で35人以下の学級編制を行っており、中学校においても、全学年で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。 また、中学校については、国において令和8年度から35人以下の学級編制を順次導入するとの方針も示されています。 さらなる少人数学級実現のためには、教員数の確保や教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による体制整備の方針のもと、本市の状況に則して検討します。 教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。			
第32項（学校管理部学校給食課）			
本市では、学校給食がこどもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、市独自施策として小学校給食費の無償化を、令和7年度から段階的に実施しています。なお、実施にあたっては、本市の財政収支見通しに鑑み、持続的な財政運営等を考慮しています。 あわせて令和7年度は、栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、米飯等の食材費の高騰分は市が当初予算及び補正予算を確保して支援しています。			

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 3 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

放課後児童対策等事業は、本市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。

なお「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）」では、契約の方法は一般競争入札が原則と規定されています。本事業は、その一類型の総合評価一般競争入札を適用し、価格のほかに事業者の専門知識やノウハウ等に関する技術提案等を受け、価格と技術的要素を総合的に評価し、最も優れた案を提示したものを落札者として決定しています。

今後も、児童の最善の利益を最優先に据え、児童が健やかに育ち、自分らしく成長できるよう支援を行います。また、専用教室のほか、学校の協力のもと放課後に活動できる共用教室等の確保を行い、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。

第 3 4 項（学校教育部教育課程課）

学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。

本市では令和 3 年度から全小・中学校に、また、令和 7 年度から支援学校 2 校に、週 2 日勤務の学校司書を学校職員の一人として配置し、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じ、環境整備を進めています。学校司書等の配置体制については各校の学校図書館教育における実情を把握し、学校司書配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらをふまえた、適切な配置についての検討を行います。

第 3 5 項（学校教育部教育課程課、総務部総務課）

入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。

また、平成 1 1 年に「国旗及び国歌に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 2 7 号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。

番 号	陳情第 4 2 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 6 項（学校教育部教育課程課、中央図書館総務課） こどもたちの教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を各学校で編成したうえで行われています。 なお、本市教育委員会事務局においては、「はじめての防衛白書」の送付及びこのことについての防衛省からの通知は受けておりません。 本市図書館は、図書館法第 2 条に基づく公立図書館として、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために図書等必要な資料を収集、整理、保存し、市民の利用に供しています。 資料の収集は、「堺市立図書館資料収集管理方針」に基づき行っています。 収集にあたって、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集するよう留意しています。			

番 号	陳情第43号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第1項（選挙管理委員会事務局） 選挙をするに当たっては、毎回障害のある方の支援にご尽力いただきありがとうございます。 さて、選挙は「選挙人の自由意思に基づいて公正に行われること」と規定されています（公職選挙法第1条）。そのため、「誰に投票するか（投票の意思決定）」から「候補者の名前を書いて投票する」までの流れは、すべて本人が行うことになっています。 一方、投票所で「候補者の名前を書いて投票する」ことが難しい方は、その旨を事務従事者にお伝えいただければ代理投票の制度を利用することができます。 代理投票は本人の口頭や指差しなどの身振りによる意思表示に基づき、投票所の事務従事者が代筆から投票までを行う制度です。意思表示がスムーズにできるよう、本市の投票所ではコミュニケーションボードの活用や、職員による丁寧な聞き取りを行うなど、障害の特性に配慮した支援を実施しています。また、コミュニケーションに当たっては、記載を補助する事務従事者以外に投票内容が知られないよう秘密保持にも細心の注意を払っています。 投票事務の手引きにおいても、障害のある方への基本的な配慮の対応例を周知し、障害のある方が安心して投票できる環境整備を進めています。			

番 号	陳情第43号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第2項（障害福祉部障害支援課） 本施設の運営については、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、「堺市立こどもリハビリテーションセンター条例」の規定により公募としています。 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの指定管理者の選定において、北こどもリハビリテーションセンターについては安定的に質の高い療育に取り組む事業者が増えてきたことから公募とし、南こどもリハビリテーションセンターについては非公募として選定しました。その結果、それぞれ堺市社会福祉事業団を議会での議決を経て指定管理者として指定しました。 次期の指定管理者選定においては、条例の規定通り公募を前提とし、安定的に質の高い療育が提供できるよう検討します。 第3項（障害福祉部障害支援課） 職員配置については、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しています。 また、それぞれの場面やこどもの状況等に応じて応援体制をとるなど、柔軟に対応しています。 今後も国基準を念頭に置き、適正な職員配置を行います。 第4項（障害福祉部障害支援課） 現行、肢体不自由児クラスの単独通園においては、こどもと職員が1対1となるよう運用しており、必要に応じて看護師やセラピストがクラスに参加するなど、安心・安全な療育を実施しています。 今後も安心・安全な療育を提供するために指定管理者に対し現場の状況を確認し、適切な職員配置による運営を行います。 第5項（障害福祉部障害支援課） 現在、児童発達支援センターでは南北合わせて14名のセラピストを配置し、医師の判断のもと、こどもの状態に合わせたリハビリを実施しています。また、卒退園後についても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリを利用いただいています。 リハビリの実施については、これまで以上にその機会を提供できるよう目標を掲げて取り組みます。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 6 項（障害福祉部障害支援課）

通園バスについては安全を最優先に、園児とその保護者にできる限り負担がかからないよう毎年送迎ルート等の見直しを行っており、今後も指定管理者とともに、利用者の利便性に配慮した送迎ルートを検討します。

現行は看護師やセラピスト、担任等が必要に応じて添乗し、安全な姿勢を確保するなどの運用を行っています。福祉車両の導入の必要性については指定管理者と引き続き協議します。

第 7 項（障害福祉部障害支援課）（教育委員会事務局学校教育部支援教育課）

就学相談は、地域の小学校が窓口となり実施しています。児童発達支援センターに通所する子どもの就学相談には、教育委員会事務局も関わり、全ての小学校が適切に相談を進めることができるよう努めます。

第 8 項（障害福祉部障害支援課）

堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修については、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めており、令和 7 年度から令和 8 年度にかけては昇降機の修繕工事を実施します。

同センターの設備改修については、今後も必要性や緊急性等を検討しながら計画的に進めます。

第 9 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、健康部健康医療政策課）

本市では、大阪府と連携しながら医療提供体制の確保に努めています。大阪府は、大阪母子医療センター内に「大阪府移行期医療支援センター」を設置し、小児期医療と成人期医療の架け橋となる移行期医療体制を構築しています。

また、堺市重症心身障害者（児）支援センター（ベルデさかい）においては、医療や障害の状況等に応じて、地域の医療機関との連携に努めています。

平成 2 8 年度に障害者差別解消法が施行され 9 年が経過しますが、全国的にも十分に浸透している状況と言えず、全国的な啓発活動が必要であると認識しており、国による広く国民に対する啓発活動を要望しています。本市でも法施行に合わせて、障害を理由とする差別の相談窓口を設置し、障害者やその家族、支援者等からの相談を受け付けています。令和 6 年度には、医療機関における合理的配慮の不提供に関する相談があり、事例を通じた医療機関従事者向けの研修を実施しました。

引き続き、寄せられた相談事例に対して丁寧な相談対応を行い、相談事例を通じた周知啓発を行います。

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 0 項（長寿社会部医療年金課） 本市の重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療費助成制度に基づき実施しているため、身体障害者手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方や知的障害の程度が重度（療育手帳 A）の方、身体障害者手帳をお持ちの方で、知的障害の程度が中度（療育手帳 B 1）の方等を対象としており、要望いただいている療育手帳 B 1・B 2 のみの障害児は対象外となっています。 本市では、以前から大阪府市長会を通じ大阪府に対し、身体障害者手帳 3 級又は 4 級の一部の方、知的障害者中度の方、精神障害者保健福祉手帳 2 級の方及び難病患者については、障害年金 2 級又は特別児童扶養手当 2 級を受給されている方までを対象とするよう範囲の拡大を要望していますが、大阪府からは、現制度は、国が統一的な制度化を行うまでの間、持続可能な医療費助成制度として平成 3 0 年度に構築したものであり、今後も、対象者を含め、現制度を継続していくと聞いています。 本市としては、引き続き、大阪府に範囲拡大の要望を行います。			
第 1 1 項（生活福祉部地域共生推進課、障害福祉部障害支援課）（危機管理室防災課） 令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、令和 7 年 5 月に災害対策基本法等の一部が改正され、「福祉サービスの提供」が明記されました。このことを踏まえ、本市においても避難所を支援の拠点としつつ、平時からの事業所等との連携を強化し、発災時に利用者の安否等について早急に情報収集できるようにすることで、避難所だけでなく、在宅や車中泊で避難生活を送る障害者（児）等の要配慮者に適切な支援が行き届くような支援体制の構築に努めます。また、各都道府県から派遣される「災害派遣福祉チーム」と連携の上、要配慮者へ必要な支援を行います。			
第 1 2 項（障害福祉部障害支援課） 法改正の趣旨を踏まえ、ピアサポーターの活用も含め、実効性のある支援体制の構築について検討します。			

番 号	陳情第43号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第13項（生活福祉部地域共生推進課、障害福祉部障害支援課）（危機管理室防災課） 本市では、内閣府が令和3年5月に改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、災害時に避難支援が必要な避難行動要支援者を対象に、避難場所や避難経路、支援者等をあらかじめ決めておく「個別避難計画（個別避難シート）」の作成を進めています。作成に当たっては、本人の心身の状態や地域の実情から特に作成の優先度が高いと判断する者から、職員がケアマネジャー等の福祉専門職や地域包括支援センター等の関係機関と一緒に家庭訪問を行い、収集した情報を基に協議しながら作成しています。 また、福祉避難所等の受入れについては、在宅や車中泊で避難生活を送る障害者等を含め、巡回する保健師等が指定避難所等で収集した身体状況等の情報や避難者名簿の要配慮事項を考慮し、福祉避難所の受入れを調整することとしています。福祉避難所等の受入れに当たり、要配慮者の状態の把握を行う中で、身体状況等の悪化により福祉避難所への受入れが困難であり、緊急入所や医療処置、治療等が必要と判断される場合は、短期入所事業所や医療機関等への移送により適切な対応を図ることを検討しています。 第14項（生活福祉部地域共生推進課） 内閣府が令和3年5月に改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、避難行動要支援者を対象に計画作成の優先度が高いと判断する者について、おおむね5年程度で個別避難計画を作成するように努めることと示されています。 本市においては、避難行動要支援者本人の心身の状態や地域の実情から特に優先度が高い方について、5年間（R3～R7）で400名作成を目標としており、既に400名分を作成済です。継続して計画を作成しており、令和7年7月末時点で作成中を含めて455人です。 第15項（生活福祉部地域共生推進課、障害福祉部障害支援課）（危機管理室防災課） 災害時には、避難所だけでなく、在宅や車中泊で避難生活を送る障害者（児）を含め、相談支援事業所や福祉サービス事業所、医療機関等と連携を図り、適切な支援が行き届くよう支援体制の構築に努めます。 また、災害時における避難行動要支援者に関する取組の一つとして、個人情報の提供に同意された方々を避難行動要支援者一覧表としてとりまとめ、行政や地域の支援者の方々と共有し、日頃の見守り活動や災害時の安否確認等に活用することで、在宅で避難生活を送る障害者（児）等の要配慮者が孤立しない支援体制の構築に努めます。 第16項（障害福祉部障害支援課） 重度障害者福祉タクシー利用助成制度については、令和5年度から助成額と交付枚数について見直しを行いました。 引き続き、利用実績や社会情勢等を踏まえ、助成内容や実施方法を検討します。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 1 7 項（障害福祉部障害福祉サービス課）

全国一律で実施している自立支援給付の支給量については、障害者総合支援法で障害福祉サービスの利用できる日数や支給決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案し、1 か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。

障害者の社会参加の 1 つとして、屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付添いを行う移動支援事業は、地域の特性に応じ本市が支給要件等を定めるものとなっていますが、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施しているため、自立支援給付と同様に 1 か月を単位として支給決定を行っていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

第 1 8 項（障害福祉部障害支援課）

昨年度の広報さかいでのグループホームに関する特集記事の掲載をきっかけに、土地・建物のオーナーから福祉用途での不動産活用について本市に提案があり、その都度、事業者に対して情報を提供しました。今後も同様の呼びかけがあった際は事業者の情報提供を行います。

なお、世田谷区が実施しているような公募による情報収集及び情報提供は、マッチングが課題となることから慎重な対応が必要と考えています。

待機者調査については、定期的に入所施設の待機者数を把握しています。グループホームは、「待機」の概念が明確でないことから本市として一斉調査の予定はありませんが、引き続き事業所を通して実態の把握に努めます。

第 1 9 項（障害福祉部障害支援課）

グループホームの創設に対して、国の補助金を活用し補助を行っていますが、その補助単価については、毎年増額傾向にあります。また、本市独自で整備費の加算として上乗せを行い、事業者負担の軽減を図っています。創設の補助件数は、これまで年 2 件の公募を行ってきましたが、募集数に満たないことも多く、当面は 2 件を維持する予定です。今後、より多くの応募が見込まれる場合には公募件数について改めて検討します。

なお、土地への支援については、オーナーから本市に対して活用できる不動産の提案があった際には引き続き情報提供を行います。また、人への支援については、介護業務の負担軽減等を図るため、事業所が介護ロボット等を導入する際の費用に対する補助や事業所が個別に実施していた採用や研修の負担軽減を図るための小規模事業所協働化モデル事業補助を、国庫補助金を活用し実施しています。

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 0 項（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課） グループホームにおいては、従業員の確保や配置が困難な事業所もあることから、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができる人員配置基準とし、その人員配置が可能となる本体報酬及び加算の単価を設定するよう国に要望しています。 また、土日祝日等日中サービス等が利用できない日における支援についても日中支援加算の対象として評価し、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び単価設定を行っています。また、重度の障害者を受け入れるために手厚い人員体制を確保しているグループホームの報酬を上げるよう国に要望しています。 なお、日中サービス支援型グループホームについては、本市がグループホームの創設に対して実施している社会福祉施設等整備補助事業の対象としており、その選定に当たっては、特に重度障害者を受け入れる事業者を優先しています。			
第 2 1 項（障害福祉部障害支援課） 障害者の地域生活を確保するためには、グループホームの量的拡大と機能強化に加え、一人暮らし等に向けた支援等も必要と考えています。そのために、引き続き地域生活支援拠点等の機能の充実をはじめとする取組を行います。			
第 2 2 項（障害福祉部障害支援課） 高齢者と障害者とは、介護保険と障害福祉という制度の違いに加え、それぞれの支援ニーズが異なることから、共生型グループホームの運営には相当の工夫が必要となり事業者の負担も大きいと考えられます。また、高齢者である親が先に逝去した場合、既に障害者も高齢化している場合が多く、その時点から新たな生活環境を強いられることも課題になると考えられます。これらのことから、本市において共生型グループホームを設置する予定はありませんが、既存のサービス種別に基づく支援の充実に努めています。			
第 2 3 項（障害福祉部障害支援課） 障害者の暮らしの場について、全国的に障害者入所施設から地域生活への移行を進めていることもあり、入所施設の新たな設置は予定していません。 強度行動障害を有する方の暮らしについては、国の方向性も踏まえ、在宅やグループホームを生活基盤としながら、より支援が必要となった場合に集中的な援助が行えるよう、中核的人材の養成や地域生活支援拠点等の機能強化に努めます。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 4 項（障害福祉部障害支援課）			
短期入所事業所は施設数・定員数ともに増加傾向にあります。また、利用者への支援を充実するため、単独型短期入所事業所における職員の増員に要する経費の一部の補助と重度障害者の受入れを促進するため定員数に対する受入れ割合に応じて加算補助を行っています。			
第 2 5 項（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課）			
本市では、障害者総合支援法において、市町村が行う地域生活支援事業のひとつである「日中一時支援事業」を実施しています。本事業は、宿泊を伴わない短期入所により、本人を一時的に預かり、必要な見守りやケア等を提供するサービスです。本市としては、必要不可欠な本事業の個別給付化を国に要望しています。			
また、令和 5 年度から地域生活支援拠点等における「緊急時の受入れ・対応」の役割を担う短期入所事業所を認定しており、夜間・休日における介護者の急病等の緊急時に障害児に対しても受入れを行っています。			
第 2 6 項（障害福祉部障害施策推進課）			
「堺市成年後見制度利用支援事業」における障害者への報酬助成及び支出金額の実績は、以下のとおりです。なお、平成 2 7（2 0 1 5）年度から令和 6（2 0 2 4）年度までの直近 1 0 年間の実績です。			
平成 2 7 年度	報酬助成 1 0 件	支出金額 2, 5 2 0 千円	
平成 2 8 年度	報酬助成 1 1 件	支出金額 3, 7 2 5 千円	
平成 2 9 年度	報酬助成 5 件	支出金額 1, 3 0 2 千円	
平成 3 0 年度	報酬助成 1 3 件	支出金額 3, 1 3 4 千円	
令和元年度	報酬助成 2 5 件	支出金額 5, 2 7 2 千円	
令和 2 年度	報酬助成 3 8 件	支出金額 8, 8 4 1 千円	
令和 3 年度	報酬助成 6 0 件	支出金額 1 3, 9 0 0 千円	
令和 4 年度	報酬助成 6 8 件	支出金額 1 6, 9 7 9 千円	
令和 5 年度	報酬助成 8 8 件	支出金額 2 0, 6 3 5 千円	
令和 6 年度	報酬助成 1 0 2 件	支出金額 2 3, 2 3 7 千円	
平成 3 0 年度以降、制度変更により給付対象者を市長申立による制度利用だけでなく、本人及び親族による制度開始者まで拡大されたことから、申請件数が増加しており、成年後見制度利用者の増加に伴い、今後も申請件数が増加するものと見込んでいます。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 2 7 項（障害福祉部障害施策推進課）

「堺市成年後見制度利用支援事業」について、本人及び親族による制度開始者まで拡大した平成 3 0 年度以降の報酬助成における障害者の割合と推移件数、障害者の占める割合ともに増加しています。詳細は以下のとおりです。

平成 3 0 年度	高齢者 6 2 件	障害者 1 3 件	障害者の占める割合 1 7 %
令和元年度	高齢者 1 2 1 件	障害者 2 5 件	障害者の占める割合 1 7 %
令和 2 年度	高齢者 1 5 4 件	障害者 3 8 件	障害者の占める割合 2 0 %
令和 3 年度	高齢者 1 9 3 件	障害者 6 0 件	障害者の占める割合 2 4 %
令和 4 年度	高齢者 2 2 1 件	障害者 6 8 件	障害者の占める割合 2 4 %
令和 5 年度	高齢者 2 3 6 件	障害者 8 8 件	障害者の占める割合 2 7 %
令和 6 年度	高齢者 2 6 0 件	障害者 1 0 2 件	障害者の占める割合 2 8 %

なお、制度申請に関しては、令和 6 年度から電子申請システムを導入し、申請者の利便性の向上に努めています。

また、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会にて、成年後見制度のニーズの多様化に対応するための民法改正に向けた議論が行われています。今後、国の動向を注視しながら、成年後見制度の関連法改正に対応します。

第 2 8 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課）

地域生活支援拠点等は、令和 6 年 4 月に施行された改正「障害者総合支援法」にて位置付けられ、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」の 4 つの機能を、地域の実情に応じて整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

本市では、既存の障害福祉サービスや事業を有効に活用する「面的整備型」の手法で整備を進めており、各機能の分担と連携に取り組んでいます。

また、令和 7 年度から地域生活支援拠点等の機能を評価し、体制整備、機能強化の推進に向けた協議を行う場として堺市障害者自立支援協議会の地域生活支援部会を再開し、地域の実情に即した支援体制の構築に向けた協議を進めています。

グループホームに短期入所を併設する場合には、その分を加算して整備補助を行っています。

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 2 9 項（障害福祉部障害支援課）

令和 7 年度から、地域生活支援拠点等における「緊急時の受入れ・対応」の役割を担う短期入所事業所を 4 事業所から 6 事業所に増設しました。これにより、令和 6 年度まで実施していた「障害者緊急時対応事業」において実働していた全ての短期入所事業所が網羅されたことになります。今後は、実績やかけつけ等協力事業所との定例会議等を踏まえ、より利用しやすい事業となることをめざします。

第 3 0 項（障害福祉部障害福祉サービス課）

移動支援事業は、屋外での移動が困難な方に対して、ガイドヘルパーが付添いを行うことにより、外出の際の移動を支援するものです。移動支援事業の報酬単価については、利用者、事業者のニーズのバランス等を踏まえ、令和 7 年 1 0 月から引上げを行う予定となっています。

また、本市では、安定的な事業運営を維持するために、移動支援事業を自立支援給付の対象とし、市町村に過度な負担が発生しないよう十分な財政措置を講じるよう、国に要望しています。

ガイドヘルパーの育成については、移動支援事業者を対象に事業者交流・意見交換会や研修会等を実施しています。

第 3 1 項（障害福祉部障害施策推進課）

計画相談支援は障害のある方の地域生活を支える重要な制度であり、特に御家族の高齢化が進む中、その役割は大きくなっています。一方で、事業運営の安定性や人材確保の課題、セルフプランの増加等、現場が抱える困難についても認識しています。

希望する方が計画相談支援を利用できるよう、引き続き国に対して質の高い計画相談支援に向けた報酬体系の見直し等を要望します。

第 3 2 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課）

夕方支援の充実については、生活介護における延長支援加算について、長時間延長にも対応できるよう適正な報酬単価を設定するなど、支援の充実に向け国への要望を行っています。

また、ヘルパー利用において利用希望日に応じた支援や夜の外出時における同行を含め、利用者の状況やニーズに合わせて、利用者に対する必要かつ十分な支援が行えるよう、引き続き適正な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を国に要望します。

第 3 3 項（障害福祉部障害施策推進課）

堺市立健康福祉プラザは、障害のある方とない方が交流を通じて相互理解を図ることを目的としており、障害者の専用利用の日を設けることは、現在のところ考えていません。全ての利用者が安心してプールをご利用いただけるよう、引き続き、安全な環境整備に取り組みます。

番 号	陳情第43号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第34項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課） 障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供するためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催するなど、人材確保の支援に努めています。 さらに「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催し、障害福祉サービス事業所及び高齢者福祉施設職員が実践活動や研究活動等の発表を行い、福祉・介護の仕事に興味のある方や従事している方に対し、福祉と介護の魅力を発信し、求職のきっかけとなるように働きかけています。加えて、令和7年度は、前年度に続き、国庫補助金を活用した小規模事業所の協働化モデル事業として、社会福祉法人等が個別に実施していた採用や研修の負担軽減を図るため、複数の事業所が協働して実施する人材募集や研修の取組に対する補助を行っています。 また、人材育成では、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」研修を実施するほか、障害福祉サービス事業者に対し、障害者虐待防止研修会を実施しています。 なお、報酬の引上げを中心とした職員の処遇改善については、引き続き国に要望していきます。 第35項（障害福祉部障害福祉サービス課） 障害福祉サービスの報酬単価については、サービス種別ごとに法令等により定められています。 本市では、事業所の経営実態に見合う報酬水準を確保し、障害者の居住地の地域性や生活実態の即したサービス水準を保つことができる障害福祉サービスの単価の設定について国に要望しています。			

番 号	陳情第43号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第36項（障害福祉部障害支援課）

令和7年度当初予算において、知的障害者への紙おむつ給付に関する予算要求を行いました。

しかし、紙おむつの必要性について調査する中で、予算要求時に対象とした方以外にも、身体障害、行動障害、精神的な理由等、常時紙おむつを必要とする原因は様々であることが分かりました。

また、政令市等においても、対象者や給付額等については様々であり、給付対象者の一部拡充をしていない市が多いことも分かりました。

さらに、紙おむつを含む日常生活用具は地域生活支援事業であり、本来であれば国及び府の補助金を活用して、本市負担が1／4となりますが、補助金は国の予算の範囲内とされているため、国及び府による十分な財政措置がされておらず、そのため、紙おむつに限らず現状で同事業での拡充は全て一般財源（本市負担）による対応が必要となります。

これらを踏まえて、令和7年度当初予算での実施は困難であると判断しました。

引き続き、国の責務として財源措置がされるよう国に要望しつつ、対象者や給付額等について検討します。

第37項（障害福祉部障害支援課、長寿社会部長寿支援課）

日常生活用具に関しては、それぞれの障害により様々な御要望をいただいているため、毎年度、見直しについて検討しています。

今回の御要望も踏まえ、今後も引き続き、限りある財源の中で優先順位を定め、支給対象給付品目、基準額、支給要件等の見直しを検討します。

なお、加齢性難聴者の補聴器購入助成については、加齢性難聴が地域特有の事象ではなく全国的な事象であることから、全国一律の基準で実施されるべきものと考えており、国に対し、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望しています。

また、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、日常生活用具ではなく補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。

第38項（障害福祉部障害支援課）

日常生活用具に関しては、それぞれの障害により様々な御要望をいただいているため、毎年度、見直しについて検討しています。

今回の御要望も踏まえ、今後も引き続き、限りある財源の中で優先順位を定め、支給対象給付品目、基準額、支給要件等の見直しを検討します。

また、国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行います。

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 3 9 項（障害福祉部障害福祉サービス課） 障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意文書の内容については、国の動向を注視します。障害福祉サービスを利用したときの利用者負担額については、障害者総合支援法でサービスの利用に係る費用の 1 割を負担していただくこととなりますが、負担能力に応じた負担となるよう、サービスを利用される方の世帯の所得に応じて、負担上限月額が 4 段階に設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じない仕組みとなっています。また、食費や光熱水費等の実費負担についても、所得が低い方に配慮した軽減措置があります。 本市では、サービスを利用される方の世帯の生計の主たる方が長期入院や失業等の事情により、障害福祉サービスに係る利用者負担が困難である場合等は、利用者負担額を免除できることになっています。 第 4 0 項（障害福祉部障害福祉サービス課） 障害福祉サービスの報酬単価については、サービス種別ごとに法令等により定められています。 本市では、事業所の経営実態に見合う報酬水準を確保し、障害者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準を保つことができる障害福祉サービスの単価の設定について国に要望しています。 第 4 1 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課） 障害当事者やその御家族、また、関係者の皆様との懇談は、地域の実情や課題をお聞きする貴重な場です。今後も障害当事者やその家族等との意見交換を続けます。			

番 号	陳情第43号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		

第42項（交通部交通政策課）

本市では、ホームでの接触・転落事故防止に最も有効と考えられる可動式ホーム柵について補助制度を設け、事業者により早期設置の要望を行ってきました。市内の可動式ホーム柵の整備状況については、Osaka Metro御堂筋線全3駅、南海高野線中百舌鳥駅3、4番線において整備が完了し、現在、南海高野線中百舌鳥駅1、2番線設置に向けた工事が進められています。

西日本旅客鉄道株式会社において、JR百舌鳥駅については、転落による列車との接触事故防止に向けたホーム安全スクリーン等の設置が予定されていますが、引き続き、早期に可動式ホーム柵が設置されるように各事業者に働きかけます。

また、当該駅が時間帯駅員無配置駅となっており、利用者が防犯上や緊急時の対応に不安を感じ、また介助が必要な場合などに不便を感じていることは理解しており、事業者に対し、継続して時間帯駅員無配置駅の解消について働きかけを行っています。西日本旅客鉄道株式会社では、当該駅において、カメラ機能を有する券売機などの設備や遠隔改札コールシステムなどにより対応されている状況ではありますが、引き続き、駅員の常時配置や新たな技術などによる安全対策を要望します。

第43項（交通部交通政策課）（健康福祉局障害福祉部障害支援課）

乗合タクシーは、鉄道駅やバス停から離れた地域にお住まいの方々が日常生活に必要な移動手段を確保するため、複数の利用者が乗り合わせて目的地へ移動する乗合型の交通手段です。

使用する車両は乗合タクシー専用のもではなく、運行を受託しているタクシー事業者が所有する通常のタクシー車両を併用しています。

これにより、予約状況に応じて必要な車両数を柔軟に調整できるほか、タクシー事業者の営業所から離れた地域でも予約があった際、必要に応じて周辺を走行している空き車両を配車するなどにより、市内に広く点在する停留所をカバーした運行が可能となっています。

また受託しているタクシー事業者へ確認したところ、福祉タクシー等で使用されるリフト付き車両は保有しておらず、また、所有する通常のタクシー車両の中から予約状況に応じて周辺の空き車両を配車するなどの運用を行っており、乗合する利用者それぞれの要望に沿って車種や運転士を限定して、確実に手配することは困難であるとの意見でした。

以上のことから、リフト付き車両の配車については対応が難しいと考えています。

重度障害者福祉タクシー利用助成制度については、令和5年度から助成額と交付枚数について見直しを行いました。助成額については、車いす利用者等の負担を軽減するため、一般タクシーに乗車する場合は障害者割引適用後の料金から500円、乗車料金が高くなるリフト等を搭載したタクシー（福祉タクシー）に乗車する場合は障害者割引適用後の料金から1000円の割引に変更し、交付枚数についても24枚から26枚に増加しました。

引き続き、利用実績や社会情勢等を踏まえ、助成内容や実施方法を検討します。

番 号	陳情第43号	所管局	建設局
件 名	障害者施策等の充実について		
第44項（土木部土木監理課、西部地域整備事務所、道路部道路整備課） 歩道の整備については、「堺市バリアフリー基本構想」に基づき、生活関連経路において、歩道を広げることや段差を解消すること等によるバリアフリー化を引き続き行います。また、生活関連経路以外の道路についても、道路の状況等を踏まえ、水路や側溝の蓋掛け等により歩行空間を広げることや、歩道のでこぼこや段差を解消することを引き続き進めます。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 4 5 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課） 現在、小学校において全学年で 3 5 人以下の学級編制を行っており、中学校においても、全学年で独自の加配教員を配置し、3 8 人以下の学級編制を行っています。 また、中学校については、国において令和 8 年度から 3 5 人以下の学級編制を順次導入するとの方針も示されています。さらなる少人数学級実現のためには、教員数の確保や教室数の確保等、様々な課題があると認識しており、国による体制整備の方針のもと、本市の状況に則して検討します。 本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、通常の学級を編制する際、支援学級在籍児童生徒は含まないこととしています。 学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し要望しています。			
第 4 6 項（学校教育部支援教育課） 支援学級への在籍にあたっては、障害のある児童生徒への対応経験を有する教員等によるアセスメントや、専門医による診断等を踏まえ、教育学・医学・心理学等の観点から、総合的かつ慎重に判断する必要があります。支援学級では、児童生徒それぞれの障害の状態や特性、心身の発達段階に応じた学習を行うための時間のめやすを設けますが、在籍の判断はこのめやすのみに基づいて行うものではありません。この考え方については、管理職や特別支援教育に関わる教員に対して周知しています。今後も、すべての児童生徒がそれぞれに適した学びの場で学習できるよう、学校への継続的な周知に努めます。			
第 4 7 項（学校教育部支援教育課、教職員人事部教職員人事課） 本市では、通級指導を希望する児童生徒が自校で指導を受けられるよう、「巡回指導」の実施形態を取り入れながら体制整備を進めています。これは、他校に通級する児童生徒や保護者の負担等を軽減するためです。令和 8 年度以降は、すべての小中学校に通級指導教室を開室し、「自校通級」および「巡回指導」の形態で通級指導を実施できるよう計画しています。 担当者の確保については、教員採用選考試験において、特別支援学校教諭普通免許状を所有する者に対する得点の加点や、通常の学級の担任等とは別に募集するなどし、支援学校、支援学級及び通級指導担当の人材の確保に取り組んでいます。			

番 号	陳情第 4 3 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 4 8 項、第 4 9 項（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課） 百舌鳥支援学校を含む市立支援学校の狭隘化への対応については、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校として整備することとし、保護者の皆様からの御意見・御要望や、宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校との協議を踏まえて準備を進めています。支援学校分校開校後においても、在籍児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、継続的に教育環境の向上に取り組めます。 また、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校については、今後も必要に応じた施設改修を行い、児童生徒や保護者の皆様の御意見をいただきながら、よりよい教育環境となるよう取り組みます。また、本市における特別支援教育全体のあり方については、今年度策定する（仮称）次期堺市教育振興基本計画において示す方向で検討しています。			

番 号	陳情第44号	所管局	市民人権局
件 名	生理用品について		
第1項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課） 生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な問題だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。そこで、困難な問題を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、相談窓口の案内シールを貼付した生理用品の配布をダイバーシティ企画課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、堺市社会福祉協議会等で行っています。 学校において、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合に、生理用品を配布する際に、必要に応じて児童生徒の心身の健康状態等の把握など、保健室等で対面により個別に対応することが適切であると考えています。なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断した場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布も可能としています。			
第2項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課） 困難な問題を抱える女性を相談・支援につなげることを目的に、防災備蓄のローリングストックの活用などをし、相談窓口の案内シールを貼付した生理用品の配布を行っています。 学校においては、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合に、教員から生理用品を渡すなどの対応ができるよう配備しています。			
第3項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課） 本市では、全ての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、市民に向けた生命と性を尊重する啓発を行っています。 学校において性に関する指導を行う際には、文部科学省が定める学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意し実施することとしています。小学校4年生では体育の保健領域、中学校1年生では保健体育の保健分野にて、月経について男女ともに発達段階に応じた学習機会を設けているほか、平素からの準備として、生理用品の携行についても指導しています。また、本市教育委員会として、各小・中学校に助産師を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、「生命のつながり」、「命の大切さ」、「自分自身の成長」などをテーマに「いのちの授業」を実施することとしています。			

番 号	陳情第 4 4 号	所管局	市民人権局
件 名	生理用品について		
第 4 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課、生徒指導課） 精神的に不安を抱える方や悩みを抱えながらも支援を求める声を上げづらい女性を相談・支援につなげるため、相談窓口の案内シールを貼付した生理用品の配布を行っています。引き続き困難な問題を抱える女性を適切な相談・支援に効果的につなげる手法を検討します。 男女共同参画交流の広場では、日々の暮らしの中で不安や悩みを抱える方にカウンセリングを行うことにより、相談者自身による問題の解決と回復の支援を目的とした悩みの相談を実施しています。また、堺市立男女共同参画センターでは、DV、セクシャルハラスメント、健康、子育て等について相談に応じており、内容や状況によっては、庁内関係部局や関係機関との連携・協力を図り、相談者が必要とする相談窓口につないでいます。 学校においては、文部科学省が、養護教諭の専門性を生かし、心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談や、健康相談等を踏まえた保健指導に当たるよう示していることから、各学校において養護教諭が心身の健康課題に関する相談支援等の職務を担っています。児童生徒が安心して、月経をはじめ心身の悩みを相談できるよう、必要に応じて相談を行い、心身の健康状態等を把握しています。 これらの他、臨床心理士等の資格を有する専門家をスクールカウンセラーとして学校に配置し、心や体の悩みを相談できる体制を整備します。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	危機管理室
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 項（危機管理室防災課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課） 指定避難所では、ホワイトボードなど文字が記載できるボード等を設置し、活用しながら、情報提供することとしており、アンブルボードについては、発災時に使用を希望する指定避難所からの要請等に応じ、各区を通じて指定避難所へ貸出を行うため、令和 7 年 2 月に危機管理室及び各区役所に計 8 台を備蓄しました。 指定避難所は様々な事情を有する方が共同で生活する場所であり、被災者支援のために特に必要とする食料などの重要物資から備蓄を進めており、ビブス、ヘルプカード、透明マスクを含めた備蓄物資については、限られた予算の中で必要性等を総合的に考慮のうえ対応を検討します。 また、手話通訳者の配置につきましては、発災時すべての避難所に配置することは現実的に困難であると考えておりますが、配慮を要する方への情報保障は必要と認識しており、避難所と連携を密にしながら対応を行います。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	市民人権局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 2 項（市民生活部区政推進課）（堺区役所企画総務課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所企画総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課） 令和 6 年度に南区役所に、今年 7 月に南区役所以外の区役所にタブレット端末を設置し、「UD トーク」等のアプリケーションを導入しています。音声を自動で文字起こしする機能を生かし、聴覚に不自由のある方をはじめ、コミュニケーションに配慮が必要な方への窓口対応において、筆談の代替手段として利用するなど、円滑なコミュニケーションを図るツールとして活用しています。			

番 号	陳情第45号	所管局	消防局
件 名	障害者施策等の充実について		
第3項（総務部人事課） 消防局では、令和6年度に堺市ろうあ者協会のご協力のもと、デフ・コミュニケーション研修を実施しました。今後も職員研修については、業務特性や社会的背景を踏まえ、計画的かつ段階的に実施する方針です。 現在、緊急搬送時や災害時における聴覚障害者との意思疎通を図るため、「SOSカード」（カードに記載しているイラストや文字を指差し等によりコミュニケーションを図るもの）、救急隊用スマートフォンに搭載した「多言語音声翻訳アプリ『VoiceTra（ボイストラ）』」を活用しているほか、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を搬送先医療機関へ派遣いただくなどの対応を行っています。 また、119番通報時に音声による会話が困難な方を対象に、スマートフォンや携帯電話を利用したNET119のほか、メール119、FAX119のサービスも整備しています。 こうした取組に加え、手話による直接的なコミュニケーションは、より迅速かつ的確な意思疎通を可能にする有効な手段であり、災害時や緊急対応時においても重要な役割を果たすものと認識しています。今後の研修計画においても、手話研修の必要性や実施時期を総合的に勘案しながら、適切なタイミングで実施します。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 4 項（障害福祉部障害施策推進課） 「手話に関する施策の推進に関する法律」の施行により、「言語」としての手話の普及・啓発活動は国や自治体の責務であると認識しています。 本市でも「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」において、手話を言語と位置づけ、手話を始めとする多様なコミュニケーションのための手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害者の社会参加を促進し、全ての市民が、相互に一人ひとりの人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしており、計画的に推進するため、本条例に基づく施策の推進方針を定めています。 その一環として、市民向け手話講座や手話動画の作成など様々な手話の普及に係る取組を行っており、各々のニーズに合わせて適宜回数や内容の充実を図っています。 また毎年 9 月 2 3 日「手話の日（手話言語の国際デー）」に、堺市ろうあ者福祉協会の協力のもと堺市手話言語・コミュニケーション条例セミナー及びブルーライトアップを実施しています。 今後も、手話の普及に向けた取組については、障害当事者や関係団体などからご意見をいただきながら検討を進めます。 第 5 項（障害福祉部障害施策推進課） 本市では「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」に基づく施策の推進方針」を定め、本方針を進行計画として、「第 5 次堺市障害者計画・第 7 期堺市障害福祉計画・第 3 期堺市障害児福祉計画」に基づき施策を推進しています。 また、施策の実施状況については、毎年度「堺市障害者施策推進協議会権利擁護専門部会」にて報告し、障害当事者や関係団体、有識者等からご意見をいただくことで、成果と課題を整理し、施策の更なる展開に活かしています。 今後も障害者のコミュニケーション支援の充実のため取り組みます。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

第 6 項（障害福祉部障害施策推進課）

本市では、様々な障害者、多様なコミュニケーション手段についての理解を深め、窓口に来られる全ての方が円滑・快適なコミュニケーションを図ることができることを目的に、庁内職員・窓口職員向け研修を実施しています。

特に窓口職員向け研修は、聴覚障害者に対する理解を深め、必要な情報が取得できるよう、窓口対応に活用できる手話に加え、筆談等の対応のポイントを学ぶことを目的に、年 2 回開催し各課 1 名以上の参加を求めています。今後も引き続き障害のある方の情報保障に取り組みます。なお、研修の実施状況については、毎年度、当事者や関係団体等で構成されている「堺市障害者施策推進協議会権利擁護専門部会」にて報告し、意見聴取しており、ホームページにも掲載しています。

また、各部署に手話対応職員を配置することは現実的に困難ですが、各区役所に手話通訳のできる聴覚障害者相談員を配置しており、聴覚障害者の相談に対応しています。

今後も職員の聴覚障害者理解、手話の普及に取り組みます。

第 7 項（障害福祉部障害施策推進課）

盲ろう者の通訳・介助にかかる事業は、大阪府・大阪市・府内中核市との共同実施事業として実施しています。区役所などの公的機関での用務、医療機関への受診・相談、通所施設の利用、サークル・交流会などの余暇活動、買い物・食事・用事中及び、居宅内での情報提供などで派遣が可能です。

第 8 項（障害福祉部障害施策推進課、障害福祉サービス課）

盲ろう者通訳・介助に係る事業は、大阪府・大阪市・府内中核市との共同実施事業として実施しています。盲ろう者が緊急で病院に搬送された場合は、現在共同実施している大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業のほか、状況に応じて各区聴覚障害者相談員の支援や、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業等もご利用いただけます。

第 9 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課）

本市では、堺市在住・在勤・在学の方を対象とした市民向け手話講座を実施しており、市内 7 区に分かれ、各会場の地域特性に合わせた開催日時を設定し、毎年度多くの方に受講していただいています。

市民向け手話講座の実施について各事業所に周知し、支援者の聴覚障害に対する理解や、手話の習得に努めます。

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 0 項（生活福祉部地域共生推進課、障害福祉部障害施策推進課）（危機管理室防災課） 本市では、大規模災害時に指定避難所を、校区自主防災組織、施設管理者、行政職員、避難者（住民）等が協力して開設・運営するための基本的な考え方をまとめた「避難所運営マニュアル」を作成し、盲ろう者等を含む災害時における要配慮者への対応について記載しています。 また、障害者等のうち、何らかの特別な配慮を必要とする方については、指定避難所等では生活に支障をきたす恐れがあり、そのような方が安心して避難生活を送れるよう、本市では、福祉避難所の受入れについて、障害者支援施設等と「災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定」を締結し、災害時における要配慮者の円滑な受入れに取り組み、設置運営等の基本的な考え方をまとめた「福祉避難所運営マニュアル」を障害者支援施設等と共有しています。 さらに、これまでも個別避難シートに定める避難方法等に基づき、避難行動要支援者が参加する避難訓練を行っており、令和 6 年 5 月には、地震により自宅倒壊の危険がある場合を想定し、視覚障害者等の避難訓練を実施しています。 今後は、聴覚障害のある方が地域の避難訓練に参加しやすい環境整備についても検討します。 第 1 1 項（障害福祉部障害施策推進課） 聴覚障害者相談員のパソコンに市民の方がアクセスし、ビデオ通話で予約を行うことは、個人情報保護、運用面での懸念点から、現実的には困難であると考えています。 聴覚障害者相談員への連絡ツールのひとつとして、各区に聴覚障害者専用メールアドレスを設置しています。各区聴覚障害者相談員が聴覚障害者専用メールアドレスの使い方を御説明し、みなさまのメールアドレスとアドレス交換した上で使用開始しています。 第 1 2 項（保健所感染症対策課） 新型コロナワクチン予防接種については、令和 6 年度から予防接種法に基づく定期接種に位置づけられており、本市では同法に基づき、主として 6 5 歳以上の方を対象に接種費用の一部を御負担いただき実施しています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方については、経済的負担が接種控えにつながらないよう自己負担金を免除していますので御理解をお願いします。 本市としましては、現行の予防接種制度を持続可能なものとするため、現在のところ定期接種の対象者以外の助成の予定はありません。			

番 号	陳情第 4 5 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		
第 1 3 項（障害福祉部障害施策推進課） 本市では、手話基本計画は策定していませんが、条例施策の推進方針は策定しており、その中で、市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及、障害者が情報を取得しやすい環境の整備を掲げています。 市内在勤の医療関係者や介護職の方が、手話に関心を持ち、手話に親しむことができる機会や、手話を学ぶための機会を設けるため、市民向け手話講座を継続し実施します。 また、大学や堺市立健康福祉プラザと連携したセミナーや啓発イベントを実施し、手話とろう者に対する理解を市民に広げ、手話によるコミュニケーションを取りやすい環境の充実を図り、手話の普及啓発を進めます。 今後も必要な時に適切な支援が受けられるよう、取組を進めます。			

番 号	陳情第45号	所管局	教育委員会事務局
件 名	障害者施策等の充実について		
第14項（学校教育部教育課程課、支援教育課、人権教育課、教育センター能力開発課） 本市では、聴覚障害のある児童生徒の学習環境の充実と、手話を含む多様なコミュニケーション手段の理解促進に取り組んでおり、各学校では、実態に応じて、道徳科や総合的な学習の時間、特別活動等を活用して、障害理解教育の一環として手話やろう文化に関する学習を取り扱っています。 聴覚障害のある児童生徒への言語指導については、手話、指文字、読話、ロジャーマイク等を活用し、必要に応じて大阪府立堺聴覚支援学校の通級指導教室を利用して自立活動に関する専門的な支援を受けることが可能であり、また、大阪府立支援学校センター的機能を活用して児童生徒や教職員のニーズに応じた指導支援や助言も受けられる体制を整えています。 教職員に対しては、聴覚障害を含む障害種別に応じた理解と対応を深める研修を実施しており、今後も視覚・聴覚障害者センター等と連携しながら、学校園等における手話学習の充実やコミュニケーション手段に関する学習会等の開催を支援し、児童生徒の多様なニーズに応じた支援体制の充実に努めます。			

番 号	陳情第 4 6 号	所管局	健康福祉局
件 名	あはき・柔整広告ガイドラインについて		
(保健所保健医療薬務課) 本市では、本市のホームページを通じて、本ガイドラインや施術所の広告に関する規制について広く周知しているほか、市内の施術所に対し、開設に係る届出時や立入検査の機会を捉えて、あはき・柔整広告ガイドラインの内容を周知するためのチラシを配布し、広告表現に関する理解を促しています。 また、市民等からの通報により、違反が疑われる広告については個別に調査を行い、必要に応じて是正指導を実施しています。 今後も、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第 7 条及び柔道整復師法第 2 4 条の対象となるあはき・柔整に関する広告の規定及びあはき・柔整広告ガイドラインに基づき、施術所の広告の適正化に向けた取組を継続します。			

番 号	陳情第47号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルス等ワクチンについて		
第1項（保健所感染症対策課） 予防接種健康被害救済制度の申請時に、医療機関から診療録等の書類を数多く入手いただく際の費用が申請の負担であることは認識しています。 予防接種の副反応による健康被害救済に関する文書費用の助成については、本来国において制度化することが望ましいと考えており、新型コロナワクチンの副反応や後遺症、救済制度の現状に関して厚生労働省との情報共有や大阪府への働きかけ、政令指定都市の会議において意見交換を行いました。また、救済制度申請時の手続の迅速化・簡素化や文書料の助成について、国に対し、関西広域連合、全国衛生部長会、大都市衛生主管局長会議としての要望に加え、本年6月に本市から直接厚生労働省に出向き要望を行いました。 引き続き国に対して粘り強く申請時の負担軽減について働きかけます。 第2項（1）（保健所感染症対策課） 本市ホームページの当課所管ページについては、現在、HPVワクチンをはじめとした予防接種、感染症情報の構成の見直しを行っています。HPVワクチンの全国の副反応疑い報告件数や副反応疑い報告書のHPVワクチンのページへの掲載の検討を含め、市民の方により分かりやすく周知できるよう改善します。 第2項（2）（保健所感染症対策課） 現時点においては、本市ホームページの当課所管ページにてHPVワクチンの最新版の添付文書を御覧いただけるよう独立行政法人医薬品医療機器総合機構の該当ページのURLを掲載しています。ワクチンに関する情報提供について、市民の方により分かりやすく御覧いただけるよう工夫を重ねます。 第2項（3）（保健所感染症対策課） 現在掲載しているHPVワクチンの動画については、地方独立行政法人堺市立病院機構にて作成いただき掲載しているもので、高校生向けに子宮頸がんの現状やワクチンの効果、副反応についてわかりやすくまとめられています。今後、当課所管ページの見直しにあたり、市民の方によりわかりやすい内容となるよう工夫を重ねます。			

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 項（保健所感染症対策課） インフルエンザ予防接種については予防接種法において「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とする B 類疾病の定期予防接種に該当しており、本市では同法に基づき、主として 6 5 歳以上の方を対象に接種費用の一部を御負担いただき実施しています（市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方については、自己負担金を免除しています）。 本市としましては、現在のところ未就学児や小学生等のインフルエンザ予防接種をはじめとした任意の予防接種について助成制度を創設する予定はありませんが、今後も国の動向を注視します。			

番 号	陳情第48号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第2項（子育て支援部幼保政策課）

令和7年度予算では、所得制限のない第2子以降の保育料の無償化を継続して実施するほか、近年の人件費上昇等に対応し、延長保育事業等の補助単価の拡充に係る経費を計上しています。

今後も引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、こどもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。

第3項（子育て支援部幼保政策課）

国が定める公定価格については、利用定員数の区分により単価が定められており、利用定員が少ない施設は単価が高く設定されています。

本市では、恒常的に利用者数の減少が見込まれる施設については、定員変更の事前相談を受け付けるなど、運営事業者が適正規模での運営と健全な財政状況が確保できるように努めています。

第4項、第5項（子育て支援部幼保政策課）

令和3年度の補助金の見直しについては、非常に厳しい財政状況の中で、これまでの在り方を抜本的に見直す予算編成を行う必要があり、民間認定こども園・保育所運営補助金についても、事業見直しせざるを得なかったものです。

令和5年度には、認定こども園における医療的ケア児等配慮を要するこどもの支援体制の強化を行いました。

令和6年度には、安全・安心な保育体制を強化し保育教諭等の負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要するこどもに対応する保育教諭等の支援を拡充し、令和7年度予算では、近年の人件費上昇等に対応し、延長保育事業等の補助単価の拡充に係る経費を計上しています。

また、保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目等も設定し、安心してこどもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。

なお、1歳児及び4歳以上児に対する配置改善は令和7年度から国の公定価格における加算項目に追加されたものの、国が定める要件を満たさない施設に対しては本市独自の補助金にて補助を行っています。

今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。

番 号	陳情第48号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第6項（子育て支援部幼保政策課） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、利用児童の安全を確保するため、事前に本市が認可を行った施設において実施します。認可に当たっては、設備運営基準に基づき、施設の設備や面積、職員配置のほか、緊急時対応を含む運営規程の整備状況等を確認しています。 また、利用開始に当たっては、保護者・利用児童・施設の三者による面談を行い、こどもの発達状況やアレルギー等への対応を確認するほか、医療的ケアが必要な場合には、本市のガイドラインに沿った対応を行います。 今後も実施状況を踏まえて制度の課題を整理し、必要な環境整備に努めます。 第7項（子育て支援部幼保政策課） 認定こども園や保育所などに交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、施設関係者からのご意見も踏まえ制度の構築を行っています。看護師の雇用への支援に係る補助については、国の公定価格や他の補助制度と併せて多くの施設で活用いただいています。 今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。 第8項（子育て支援部幼保政策課） 民間保育施設については、国の方針や、園での処分により保育士等の業務負担軽減にも繋がることを踏まえながら、各施設で対応いただくようお願いしています。 なお、国として処分を「推奨」する以上は、今後、国において、恒常的に必要となる処分費について、何らかの措置が講じられるよう、政令市会議等の場を通じて要望しています。			

番 号	陳情第 4 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 9 項（学校管理部学務課） 本市では、経済的理由により就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品費等の費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。また、教育の機会均等を図るため、経済的な理由により修学が困難な学生及び生徒等を対象とする、給付型の堺市奨学金制度として、令和 6 年度から大学生等を対象とした制度を新たに創設し、また、高校生等は対象を全学年に、併せて給付額の増額を行い拡充して実施しています。 なお、国及び大阪府では、現在高等学校等の授業料が実質無償となる就学支援金制度等を実施しています。また、平成 2 9 年度に国が大学等に進学する方を対象とする給付型奨学金事業を導入して以降、拡充に向けた制度の改正が行われています。 教育の機会均等及び人材育成の観点から、国に対しては更なる対象者の拡大、給付の増額等、一層の事業の充実を図るよう、また、奨学事業の拡充を図るための財政措置を講ずるよう、引き続き要望します。			

番 号	陳情第49号	所管局	子ども青少年局
件 名	放課後施策について		
第1項（子ども青少年育成部子ども企画課） 堺市子ども・子育て会議は、こども・子育て支援に関する様々な事項を調査審議するため、学識経験者をはじめ、子育てに関わる多様な分野の関係者などによって構成されています。 会議の構成員については、社会情勢等を踏まえ、随時見直しを行っており、今年度は、地域福祉の推進を目的として、地域住民・関係機関・行政と連携した支援体制を構築している堺市社会福祉協議会の関係者や、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者の意見を施策へ反映することを目的に、こども・若者委員にも参画いただいております。 今後も、こども・子育て施策の充実に向けて、幅広い知見を有する方々にご意見をいただけるよう、委員構成の在り方について引き続き検討してまいります。			

番 号	陳情第49号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は、児童が放課後の時間を安全・安心に過ごし、健やかに成長するために必要な事業であり、本市としても、「質」の確保は重要であると認識しています。令和6年度に実施した総合評価一般競争入札より、総合評価の配点割合を「価格評価点50：技術評価点50」に変更しましたが、技術評価点において業務従事者の確保や実施体制、業務従事者の人材育成等を総合的に評価しており、事業の「質」の確保には十分配慮しています。 さらに、技術面については、特色ある取組内容や各項目の配点やウエイト等、毎回見直しながら選定しており、これにより、技術面も重視しつつ、価格の適正性も評価することで価格と質のバランスが取れた選定を行っています。 今後も、新旧受注者と連携して十分な引継ぎを行い、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。			
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 指導員の追加配置については、ルームの状況を熟知している運営事業者が、観察による加配の判定を本市に依頼し、必要な場合に配置を行うものとしています。 配慮が必要なこどもの育成支援が適切に図られるように、全体での活動を見守りながらも必要に応じて個別の対応ができるよう職員を配置する等の配慮した取組を運営事業者に求めます。			

番 号	陳情第 5 0 号	所管局	文化観光局
件 名	演劇祭について		
(文化国際部文化課、国際課) 市内には貴団体のほかにも多くの団体が国際交流に関する活動を行っています。これらの団体が実施する事業が、市民福祉の向上若しくは市政の進展に寄与し、又は公共の利益に資すると認められる場合は、本市の後援名義の使用承認などを行っています。本事業につきましても、同様の対応を検討いたします。			

番 号	陳情第 5 1 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第 1 項、第 4 項（交通部交通政策課）

当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、「全国的な路線バスの乗務員不足について弊社も例外ではなく、乗務員の確保について年々 苛烈を極める状況になっております。令和 6 年 4 月から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準である「改善基準告示」が改正され、乗務員の休日出勤等最大限の運営で路線バスの運行を継続して参りましたが、日々深刻化する状況に対して路線バス全域の利用状況を鑑みた上で、便数を維持することは困難であると判断し、利用者数と運行本数の需給バランスを踏まえ、やむを得ず当該路線のダイヤ改正を実施させていただいております。ご利用のお客さまにはご不便をお掛けし誠に申し訳ございませんが、バス事業を取り巻く環境や弊社の現況をご賢察の上、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。」と伺っています。本市としては、引き続き南海バス株式会社へ地域の方の声をお伝えし、働きかけを行います。

本市では路線バスの運転士等の担い手確保に取り組むことにより、市民の日常生活や経済活動を支えるバス路線の維持・確保を図ることを目的として令和 7 年 3 月に南海バス株式会社と連携協定書を締結しています。本連携協定書に基づき、運転士等の担い手確保に向けた団体等への働きかけや、運転士等に関心のある団体等の把握、周知広報等に事業者と連携して取り組みます。

引き続きバス事業者と連携して、運転士等の担い手確保に向けた効果的な施策について検討します。

第 2 項（交通部交通政策課）

本市では市民の日常生活に必要不可欠なバス路線に対して、運行に要する費用を補助することで路線の維持確保を図っています。

また、全ての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援、阪堺電車への低床式車両の導入や線路・踏切等の更新等に対する支援、及び 6 5 歳以上の堺市民の方がバスと阪堺電車を 1 乗車 1 0 0 円で利用できるおでかけ応援制度等を実施し、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と連携して取り組んでいます。

公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組めます。

番 号	陳情第 5 1 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第 3 項（交通部交通政策課）

バス待ち環境について、路線バスを運行している南海バス株式会社へ確認したところ、「当社では主に駅等の主要なバス停において、上屋（屋根）を設置しています。その他のバス停については、設置費用や維持管理のコスト面等の課題があり、今後の研究課題として承らせていただきます。」と伺っています。なお、南海バス株式会社では、バス停での待ち時間短縮等を目的とした携帯電話等でバスの現在位置をリアルタイムで把握できるバスロケーションシステムを導入し、利用者の利便性向上に努めています。

本市では、バス事業者が整備する主要な乗継拠点の待合施設に対して国と協調した補助制度を設けているほか、駅前広場や公共施設等の整備の機会を捉えて、バス事業者や関係部局と連携し、改善を図っています。バス待ち環境の改善は利用者の利便性・快適性を高め、利用促進につながるものと考えており、引き続きバス事業者等と連携し、バス待ち環境の改善に努めます。

番 号	陳情第52号	所管局	建築都市局
件 名	長曽根団地について		

第1項（住宅部住宅管理課）

本市では、堺市営住宅長寿命化計画（以下「本計画」という。）を定め、団地ごと、棟ごとに建替事業、改善事業、維持保全など適切な手法を選択し、手法に応じた中期的な管理計画を策定して長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図っています。

本計画に基づき改善の手法を選択した住宅については、改善事業の類型ごとに事業を実施しています。外壁改修については、長寿命化型改善として耐久性の向上や躯体の劣化低減等の観点から、「おおむね25年」と修繕周期を定めて計画的に実施することとしています。指定管理者による有資格者が行う法定点検の結果等を踏まえながら、個別個所で緊急性の高い劣化が見つければ、随時、修繕を行うなど経過観察を継続する中で、改修時期の見直し等を検討しています。

第2項（住宅部住宅管理課）

ご指摘の屋上防水工事については、2018年に台風被害を受けた際に早期に対応するため、緊急修繕を行いました。屋上防水については、定期的に指定管理者が有資格者による法定点検等を行っています。また、ゴミ置き場の屋根や1、2棟のエントランス部分の陸屋根についても日常点検の結果等を踏まえて、適切な時期に改善等を行います。

第3項（住宅部住宅管理課）

鉄部の錆に関するご指摘については、指定管理者による日常点検を通じて状況を把握し、必要に応じて補修を行っています。ご指摘の自転車置き場の屋根の穴は応急修繕を行いましたが、現時点で屋根全体を取り替える必要はないと判断しています。

第4項（住宅部住宅管理課）

照明器具のLED化に関するご指摘について、本市では本計画に基づき、2026年から2030年にかけて順次、共用部のLED照明への更新を予定しています。蛍光灯の製造・輸出入が2027年で終了することを踏まえ、できる限り早期に実施していくことの必要性を認識して取り組みます。

なお、台所のシンクに設置している照明器具は故障等により取替の必要が生じたときに取替を行うこととしています。

番 号	陳情第 5 2 号	所管局	建築都市局
件 名	長曽根団地について		

第 5 項（住宅部住宅管理課）

境界壁に見られるクラックについて、現時点で確認した範囲では、構造的に重大な問題は認められません。当団地はSRC構造で設計されており、境界壁は耐震壁としての役割を持ちますが、現状のクラックは建物の安全性に影響を及ぼすものではないと判断しています。今後も指定管理者による定期点検を継続し、必要に応じて補修を行うことで、入居者の皆さまの安全と安心を確保します。

なお、襖や枠のずれなどの個別の住戸における不具合については、不具合の要因を確認し、本市と入居者の修繕の負担区分に応じて適切に修繕対応します。

第 6 項（住宅部住宅管理課）

当該住宅の入口に設置されている門については、構造計算を行い設置されたものです。今後も定期的な点検を通じて安全性の維持に努めます。また、消防車両が消防活動空地へ進入するための経路は、この門を通行せず他の経路から進入する設計となっています。

第 7 項（住宅部住宅管理課）

ゴミ置き場の適正な維持管理については、他の共用部分と同様に管理組合による対応となりますので、ゴミの出し方の周知徹底、収集日以外の放置防止、蓋の確実な閉鎖など、管理の仕方を工夫することにご協力ください。

第 8 項（住宅部住宅管理課）

大雨時に滑って転倒する旨のご心配については、管理組合の皆さまと協力して、雨天時の補助手すりの活用、滑りにくい履物の着用、廊下の水濡れ箇所への注意喚起など、日常生活における啓発から取り組みます。

第 9 項（住宅部住宅管理課）

基本的に、人命救助を最優先する観点から、バルコニーには消防活動時の避難経路や進入経路の確保に支障をきたすおそれのあるフェンス設置は行っておりません。

番 号	陳情第 5 3 号	所管局	建築都市局
件 名	堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会について		
(都市計画部都市景観課) 本市では、まちなみ再生の取組として平成 2 6 年度から令和 5 年度にかけて堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会が行う啓発活動等への支援を行いました。また、まちなみ修景補助制度による町家の外観修景整備については、平成 2 7 年度から開始し、今年度も継続して実施しています。堺都心部活性化調査特別委員会では、環濠エリアの現状の説明として、これまで取り組んできた堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会による啓発活動やまちなみ修景補助制度による町家の外観修景整備を挙げたものですが、今後は、今回陳情いただいたご意見も踏まえ、正確に伝わる記述とするよう努めます。			

番 号	陳情第54号	所管局	教育委員会事務局
件 名	不登校支援について		
第1項、第2項、第3項、第4項（学校教育部生徒指導課、教職員人事部教職員人事課） 各学校の状況に応じて、校内教育支援教室、スペシャルサポートルーム等と呼ばれる自身のクラスに入ることが難しい児童生徒を支援するための特別な教室（以下「校内教育支援教室等」という。）を設置しています。 校内教育支援教室等の面積やスタッフの配置等については、各学校の状況や専用スペースを利用する児童生徒の状況に応じて学校で判断すべきと考えます。 校内教育支援教室等の設置・運営のための人員拡充、スペースの確保については、学校の状況を確認し、検討します。 なお、教職員定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により児童生徒数に基づき算出され、その数を配置しています。教職員定数の増員について、国に対し要望しています。 第5項（学校教育部生徒指導課） フリースクール補助金につきましては、フリースクールについての定義がなく、取組の内容についても個々様々であり、多様な実態があることから、補助金につきましては慎重に検討する必要があります。なお、現在、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設への通所に要する交通費の負担軽減措置として、各校で通学定期券購入のための証明書を発行しています。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校図書館について		
第 1 項（学校教育部教育課程課） 学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。 本市では令和 3 年度から全小・中学校に、また、令和 7 年度から支援学校 2 校に、週 2 日勤務の学校司書を学校職員の一人として配置し、各校において学校司書が司書教諭等と協働し、自校の学校図書館教育の推進に寄与できる体制を構築できるよう、研修等を通じ、環境整備を進めています。学校司書等の配置体制については各校の学校図書館教育における実情を把握し、学校司書配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらをふまえた、適切な配置についての検討を行います。 第 2 項（学校教育部教育課程課、学校管理部学校管理課） 図書資料購入費や新聞購入費等については、地方交付税措置の状況を踏まえ、令和 7 年度においても予算措置を行っています。 図書費の各学校の予算は、児童生徒数で算出した額だけではなく、小規模校に配慮して学校の規模に関わらず均等に配分する額も加味しており、市立図書館と連携した団体貸出しや選書支援等の取組により、小規模校を含めた学校図書館教育の充実を図っています。 また、教科用図書については、各校において消耗品費で購入し学校図書館に配置することを可としています。 第 3 項（学校教育部教育課程課） 学校司書は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号による会計年度任用職員として任用しています。報酬については、経験年数に応じて報酬の金額が上がり、休暇については、規定に基づき年次有給休暇や病気休暇、特別休暇等が付与されています。今後も、より有給休暇を取得できる体制について学校と連携します。学校司書の研修については、国の動向や学校のニーズをふまえて、ICT 活用も含めて内容を検討し実施します。 第 4 項（学校教育部教育課程課） 児童生徒が多様な情報に触れる機会が増加していることから、情報の信頼性等を判断し、取捨選択する力や情報リテラシー等、情報活用能力の育成を図ることが必要であると認識しています。研修等の機会をとらえ、その必要性を伝えることで、各校における児童生徒の実態をふまえ、社会の変化に対応した図書資料の充実を図るよう学校と連携します。全国の図書館の蔵書情報と貸出状況を検索できるサービスについては、現在のところ導入の予定はありません。			

番 号	陳情第 5 5 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校図書館について		
第 5 項（学校教育部教育課程課） 特別支援学校については、図書資料の充実を図るために、各学校において必要に応じて購入しており、今後も引き続き図書資料の充実に努めます。 読書バリアフリーについては、各学校図書館において適切な読書環境の整備が行えるよう、今後も学校司書や司書教諭に対し研修等を通じ、必要な知識の伝達を図ります。 第 6 項（学校教育部教育課程課） 蔵書のデータベース化は、学校司書の業務改善や児童生徒の読書傾向の把握等の観点から一定の効果があるものと認識しており、導入校の好事例を紹介するなどしてその普及に努めています。 全市同一の蔵書管理システムについては、各校の実態に応じて異なるシステムを導入していることから、現時点において統一的なシステムを導入することは困難であると認識しています。統一的な蔵書管理システムの導入や学校図書館支援センターの設置を行っている他市事例等の情報収集に努めます。			

番 号	陳情第 5 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	図書館行政について		
第 1 項（中央図書館総務課） 本市では多様化する市民ニーズに応えるため、図書館資料の整備及び図書資料費に係る予算を確保しています。今後も読書活動を推進し、ご利用いただく方の課題解決を支援するため、雑誌や専門資料を含めた図書館資料の充実に努めます。 第 2 項（中央図書館総務課） 司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員が重要であると認識しています。質の高いサービスを維持、提供できるよう、職場研修を積み重ね、司書の専門性を高めます。非正規職員についても研修を実施し、様々な図書館業務のキャリアを積めるよう努めています。また、専門家や関連機関、関連部局との連携を図りながら、市民の学びと交流を支援します。 第 3 項（中央図書館総務課） 図書館は、市民の皆様とともに築き上げ、多くの方から愛され続ける施設をめざしており、中央図書館再整備にかかる構想を進める際には、市民の皆様のご意見もお聞きしなければならないと考えています。 第 4 項（中央図書館総務課） 本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律 1 6 2 号）第 3 2 条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。人口減少と超高齢社会が進行している社会潮流においても、持続可能で市民ニーズをふまえた図書館サービスの提供ができるよう努めます。 第 5 項（中央図書館総務課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課） 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 4 9 号））は、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。 本市図書館においては、資料の配送サービスのほか、大活字本、LLブック、電子書籍等の資料提供、対面朗読サービス、拡大読書器の提供等を実施しており、点字図書館においては、点字図書・録音図書の貸出や対面朗読サービス等を実施しています。今後も法の主旨をふまえ、サービスの提供に努めます。 読書バリアフリー計画（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画）については、他自治体の状況等を踏まえ、課題を整理するなど策定に向けて検討します。			

番 号	陳情第 5 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校給食について		
第 1 項（学校管理部学校給食課） 令和 7 年度は米飯等の価格上昇がある中で、栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、小学校、中学校及び特別支援学校の全学年で米価等の食材費の高騰分支援に係る予算を当初及び補正で確保し、米飯の提供回数も予定どおり実施します。 第 2 項（学校管理部学校給食課） 堺市の学校給食で使用する米飯は、安定供給を図るため、現在、公益財団法人大阪府学校給食会を通じて調達しており、年間の供給量は確保されています。なお、今年度は栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、米飯等の食材費の高騰分は市が当初予算及び補正予算を確保して支援しています。			

番 号	陳情第58号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		

第1項（1）（2）（3）（学校教育部支援教育課）

支援学校児童生徒の個々に応じた支援を安定的に継続し、また、児童生徒にとってより良い教育環境を提供するためには、それぞれの支援学校において児童生徒を計画的に受け入れ、児童生徒数に適した施設整備や教職員配置を行うことが重要であると考えています。したがって、百舌鳥・上神谷両支援学校から支援学校分校への転籍は、支援学校分校が開校する令和8年度に限定することが望ましいと考えており、また、支援学校分校開校に向けての準備を円滑に進めるため、令和7年12月初旬までに転籍の有無を決定していただくこととしています。令和8年度における支援学校分校の児童生徒数の見込みについては、支援学校分校への転籍に関する意向調査の結果を踏まえ、速やかに保護者の皆様にお示しできるよう検討します。

第1項（4）（学校教育部支援教育課）

それぞれの支援学校の児童生徒数の適正化を図り、狭隘化の解消を進めること、また支援学校高等部への接続を踏まえると、通学区域に応じた学校に就学していただくことが最善であると考えています。未就学児及びその保護者の皆様には、7月に保護者説明会を開催し、支援学校分校の教育内容や施設の概要について説明を行いました。また、就学相談においても丁寧な説明と情報提供を行っています。

第1項（5）（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課）

支援学校分校の開校に当たっては、百舌鳥・上神谷両支援学校の状況を踏まえ、教育計画の策定や、学校運営に係る確認事項の作成、教材、教具等の物品の納入、児童生徒の通学に係る各種調整等について関係課と密に連絡を取りながら準備を進めています。物品については、令和7年度予算に計上しており、現在、納入に向けた準備を進めています。

第1項（6）（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課）

支援学校分校における職員配置については、学校教育活動、学校運営及び児童生徒の安全確保を適切かつ円滑に行うことができるよう、検討しています。支援学校分校開校後においても、学校運営が円滑に行われるよう、教育委員会全体で予算の確保に取り組みます。

第1項（7）（学校教育部支援教育課、学校管理部学務課、学校施設課）

支援学校分校の周辺道路について、こどもたちにとって安全な歩行空間を確保するため、外側線（路側帯）・グリーンベルト・減速標示等、交通安全施設の設置を検討しています。交通安全施設の設置には、設置可能な道路幅員や道路構造であることを必要とするため、交通安全施設の整備を所管する地域整備事務所と調整を行っています。引き続き、児童生徒の安全確保に向けて、関係機関と連携の上適切に対応します。

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		

第2項（1）（5）（学校教育部支援教育課）

本市では、市立支援学校の狭隘化及び児童生徒数の増加という課題に対して、これまで特別教室の普通教室への転用や教職員の配置拡充等により支援学校の教育環境の改善に取り組んできましたが、現状において、1学級当たり6人を超える学級編制としている学年があることは課題であると認識しています。この市立支援学校における課題及び学校現場の実態を把握することの重要性については教育委員会事務局全体で認識しており、支援学校分校開校に向けては、支援教育課はもとより、教育委員会事務局の各関係課が、宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校、市長事務部局の関係課並びに庁外の関係機関と連携しながら準備を進めています。

現在は、喫緊の課題である百舌鳥・上神谷両支援学校の狭隘化解消のため、令和8年4月の支援学校分校開校に向けての対応に注力しています。市立支援学校の在り方については、支援学校分校開校後、児童生徒数の推移を見極めた上で検討します。

第2項（2）（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課）

支援学校の教職員数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、児童生徒数に基づき算出される定数を配置し、あわせて支援学校の状況に鑑み、可能な範囲で加配教員を配置しています。

支援学校における1年生の学級運営については、児童の状況や教職員の配置等を踏まえ、各校が教育的な配慮のもとで柔軟に対応してきました。これは、画一的な運用ではなく、学校ごとの判断により、児童にとって最も適した環境を整えることを目的としたものと把握しています。今後も、各校との連携を一層強化し、児童の実態に即した学級編制や教職員の配置について、より効果的な方策を検討・実施します。

第2項（3）（教育センター能力開発課）

本市では、どの就学前教育・保育施設においても、個々に応じた教育・保育を提供できるよう、特別支援教育に取り組んでいます。配慮を要する幼児に対する計画的・組織的な支援体制の構築や全ての幼児が安心できる集団形成等に課題を感じている施設も多く、引き続き、子ども青少年局と共に、特別支援教育に関する研修や施設への指導助言等、取組の充実を図ります。

第2項（4）（学校教育部支援教育課）

就学相談は、地域の小学校を窓口として、教育委員会事務局と密接に連携しながら実施しています。毎年度、就学相談の実施に先立ち、関係する管理職および教員を対象に「就学相談実施説明会」を開催し、様々な資料を活用することで、相談体制を整えています。

今後も、障害のある幼児およびその保護者の意向を最大限に尊重しながら、必要な支援について丁寧に相談を行い、就学先を決定します。

番 号	陳情第 5 8 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		

第 3 項（学校教育部支援教育課、学校管理部学校給食課）

本市の学校給食では、摂食嚥下に関わる障害のある児童生徒に対し、医師の指示に基づき、当該児童生徒の食形態に合わせた形態食を提供しています。給食調理場における具体的な対応としては、十分に加熱し温度確認をした通常給食を、刻む（刻み食）又はミキサーにかけて（ペースト食）、提供しています。

嚥下や咀嚼に配慮したとろみの対応については、児童生徒個々の状況に応じた適切な状態での提供が必要であることから、医師や専門家、保護者との連携の上、対応を行っています。とろみの程度や献立ごとの必要性、摂食量、食事の速度等について、個別に把握した上で実施しています。

第 4 項（学校教育部支援教育課）

本市が直接任用している医療的ケア看護職員はパートタイムの会計年度任用職員であり、宿泊を伴う学校行事に従事させることは困難であることから、人材派遣により対応しています。今後も、医療的ケアに必要な情報を人材派遣の看護師と共有し、児童生徒が安全に安心して宿泊学習等に参加できるようにします。

番 号	陳情第59号	所管局	教育委員会事務局
件 名	特別支援教育について		
第1項、第2項、第3項、第4項（学校教育部支援教育課、総務部教育政策課） 本市では、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求し、それぞれの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みの整備を進めています。市立支援学校では、児童生徒個々の特性やニーズに応じた教育の実現をめざし、教員の専門性や指導力の向上、教育環境の整備などに継続して取り組んでいます。 市立支援学校は、障害のある児童生徒に対して、小・中学校に準じた教育を提供し、また、学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を授ける教育機関として、重要な役割を担っています。加えて、これまで培ってきた専門的な知識や技能を活かし、地域の学校や関係機関に対する助言・支援を行う「センター的機能」も果たしています。また、地域の小・中学校との連携による「交流及び共同学習」は、障害のある子どもと障害のない子どもがともに活動することで、互いの理解を深め、共生社会の形成に向けた意識を育む重要な取組です。これは、インクルーシブ教育システムの理念を具現化するものであり、市立支援学校はその推進役として位置づけられています。 現在、本市では、（仮称）次期堺市教育振興基本計画の策定を進めています。同計画は、本市教育全体の振興を目的とした包括的な計画であり、その中では特別支援教育全体のあり方についても記載する方向で検討を進めています。 なお、特別支援教育に関する個別具体的な事項、特に市立支援学校に関する基本計画の策定については、令和8年4月に予定されている支援学校分校の開校後、児童生徒数の推移等を見極めたうえで、必要な検討を行います。 今後とも、障害のある子どもが安心して学び、成長できるよう、堺市全体で特別支援教育の充実と推進に取り組めます。			

番 号	陳情第 6 0 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 1 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）」では、契約の方法は一般競争入札が原則と規定されています。 放課後児童対策等事業は、その一類型の総合評価一般競争入札を適用し、価格のほかに事業者の専門知識やノウハウ等に関する技術提案等を受け、価格と技術的要素を総合的に評価し、最も優れた案を提示したものを落札者として決定しています。 競争性・公平性を確保する観点から、一者が契約を長期間継続することを避け、受注機会の確保により新たな技術提案を受けられるよう最長 5 年で総合評価一般競争入札に付すこととしています。 今後も、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。 第 2 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業において、児童が安心して利用するために、事業の安定運営と指導員による保育の継承が重要であると認識しています。そのため、事業者が変更となった場合、新旧の事業者間の円滑な引継ぎが行われるよう調整を行っています。 今後も事業者変更となった場合、新旧の運営事業者と所管課が連携し、事業者変更に伴う児童への影響を最小限に抑えるため、十分な引継ぎが行えるよう引き続き調整を行います。 第 3 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は、平成 8 年に発生した O 1 5 7 堺市学童集団下痢症の教訓を踏まえ、飲食の提供に関して安全・安心を最優先に運営しています。 弁当等の昼食の発注、配食については、食中毒を未然防止するための衛生管理のみならず、弁当に含まれるさまざまな食材にかかるアレルギー対応等、食の安全・安心を確保する体制準備が必須となるため、当該事業における昼食提供の予定はございません。 ご負担をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。			

令和 7 年 第 3 回市議会(定例会)陳情回答綴

令和 7 年 9 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号 1-B2-25-0038
